

# 岐阜市立女子短期大学入学試験情報開示事務処理要領

制定 平成12年2月25日

改正 平成21年5月20日

- 1 岐阜市立女子短期大学入学試験に係る個人別成績の簡易な手続による開示を請求することができる者は、受験した本人又は法定代理人（親権者に限る。以下「代理人」という。）とする。
- 2 個人別成績の開示請求の受付は、次に定めるところにより処理するものとする。
  - (1) 窓口での開示請求に当たっては、受験した本人又は代理人であることを証する書類の提示及び個人別成績開示請求書(様式第1号)の提出を求めるものとする。
  - (2) 郵送による開示請求は、必ず封書によるものとし、個人別成績開示請求書(様式第1号)、受験した本人又はその代理人であることを証する書類及び必要金額の切手を貼付した返信用封筒を同封させるものとする。
  - (3) (1)及び(2)の本人又は代理人であることを証する書類とは、次のものとする。
    - ア 本人の場合、原則として受験票。ただし、これにより難しいときは、住民票又は健康保険証の写し
    - イ 代理人の場合、自動車運転免許証の写し等本人であることを証する書類及び受験した本人の親権者であることを証する住民票又は健康保険証の写し
- 3 開示できる個人別成績の範囲は、当該受験者の「総合得点」及び「総合順位」とし、同情報を記載した個別成績開示決定通知書(様式第2号)による。
- 4 開示を実施する期間は、合格発表の日から起算して1か月（期間満了日が岐阜市立女子短期大学の休業日の場合は、翌日とする。）する。
- 5 情報開示の周知は、原則として学生募集要項に趣旨及び手順を記載して行うものとする。
- 6 開示状況の報告は、開示期間の終了後速やかに総務部総務課に行うものとする。

## 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成21年5月20日から施行する。

様式第1号

岐阜市立女子短期大学入学試験に係る個人別成績開示請求書

年 月 日

(あて先) 岐阜市立女子短期大学長

請求者住所

請求者氏名

岐阜市立女子短期大学入学試験情報開示事務処理要領 2 の(1)又は(2)の規定により、

年度岐阜市立女子短期大学入学試験に係る個人別成績の開示を次のとおり請

求します。

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 請求者の区分                          | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 (親権者に限る)   |
| 本人の住所・氏名<br>(請求者が代理人<br>の場合に記入) | 住 所   |
|                                 | 氏 名   |
| 受験学科・専修                         | 学科                                      専修  |
| 受 験 番 号                         | 番   |
| 添 付 書 類                         | <input type="checkbox"/> 受験票<br><input type="checkbox"/> 代理人申請の場合、自動車免許証の写し等本人であることを証する書類及び受験した本人の親権者であることを証する住民票又は健康保険証の写し |

様式第2号

岐阜市立女子短期大学入学試験に係る  
個人別成績開示決定通知書

岐阜市女短大第 号  
年 月 日

様

岐阜市立女子短期大学  
学 長

岐阜市立女子短期大学入学試験情報開示要領3の規定により、次のとおり通知します。

記

| ( 入学試験 学科 専修) |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| 請求受理年月日       | 年 月 日                           |
| 通知内容          | <input type="checkbox"/> 総合得点 点 |
|               | <input type="checkbox"/> 総合順位 位 |